日光市監査委員告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、定例監査を 実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年6月21日

日光市監査委員 星 野 保 治

日光市監査委員 佐 藤 裕 子

日光市監査委員 川 村 寿 利

- 1 監査実施期間 令和4年5月13日~令和4年5月26日
- 2 監査の対象 総合政策課、資産経営課、契約検査課
- 3 監査の結果 別紙のとおり

令和4年度 定例監查結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準(令和2年日光市監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

総合政策課

4 監査の期間

令和4年5月13日~令和4年5月26日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

- (1) 令和3年度事務事業について、令和4年3月末日現在で実施した。
- (2)事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所 管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

(1) 民間企業から市内地域や経済の活性化、公共サービスの充実に資する提案を募集する、日 光市と民間企業との協働に関する提案募集制度を実施している。 当事業の連携する分野は健康増進、子育て支援、防犯、観光振興など多岐にわたり、日光市と民間企業等がそれぞれの資源を提供し合うことで、強い日光づくりに繋がることから、事業の積極的な展開を務められたい。

- (2) 企業版ふるさと納税については、日光市まち・ひと・しごと創生推進計画に基づく事業に対し、日光市を応援する企業を募集している。企業版ふるさと納税制度を有効活用し地方創生を図るため、日光市が寄付先として選ばれるよう、充当事業である「日光の新しい働き方推進プロジェクト」、「ゼロカーボン推進プロジェクト」等の周知や具体的な事業の明確化及び積極的な企業への働きかけに努められたい。
- (3) 日光市サテライトオフィス戦略を策定し、ワーケーションの推進・サテライトオフィスの 誘致に向け取り組んでいる。ワーケーションを進めることにより、企業の働き方改革に資す ることに加えて、平日の旅行需要創出、交流人口お及び係人口の増加、関連事業の活性化並 びに雇用創出等、地域創生を期待できる事業であり、日光市サテライトオフィス戦略の確実 な実施に努められたい。
- (4)公共施設予約システム及びリモートロックシステムを令和3年度から一部の公共施設に先行導入したが、システム利用に当たってはメリットとともに課題もあるため、施設利用者からの意見を取り入れながら各公共施設にあわせた利用方法の改善を進め、公共施設への導入拡大に努められたい。

令和4年度 定例監查結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準(令和2年日光市監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

資産経営課

4 監査の期間

令和4年5月13日~令和4年5月26日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

- (1) 令和3年度事務事業について、令和4年3月末日現在で実施した。
- (2)事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所 管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

(1) 老朽化が進む今市文化会館については、今後は大規模改修工事を実施せず、施設の状況によっては休館を検討している。また、休館した場合は、ニコニコ本陣の多目的ホール、県・他市の施設等の利用を予定している。今市文化会館が休館した場合、代替施設の確保や今市文化会館の利用を想定した事業の中止等、多方面に大きな影響を及ぼすことが推測されるた

- め、早急に今後の文化会館のあり方や方向性を示していただきたい。
- (2)公共施設等民間提案制度は、市民サービスの向上または財政コストの軽減につながる提案について事業化を図り、本市の施策や公共施設等の運営及び公共施設マネジメントに大きく 貢献している。採用した提案は ESP 方式による新電力契約事業等、着実に成果を出しており、募集対象施設の拡大など積極的な事業の実施に努められたい。
- (3) 杉並木公園ギャラリー等に導入した公共施設予約システム及びリモートロックシステムについては、改善すべき課題もあるが、省人化によるコスト削減や利用者の利便性の向上を図ることができるため、活用方法を十分に検討し、未導入の公共施設への展開に努められたい。

令和4年度 定例監查結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準(令和2年日光市監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

契約検査課

4 監査の期間

令和4年5月13日~令和4年5月26日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

- (1) 令和3年度事務事業について、令和4年3月末日現在で実施した。
- (2)事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所 管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

(1) これまで各課の定例監査を実施した中で、随意契約による契約が多く見受けられたが、 随意契約は例外的な契約方法である。随意契約は、手続が簡略で事務負担が少ない長所が ある一方、契約の相手方が固定化し、公正を妨げる事態を生じさせるおそれがあるという 短所も指摘されるところである。 随意契約を含めた契約事務は誤りや不正の危険性が介在し、違法性、不当性の疑義を抱かれやすい事務でもあることから、より一層適正かつ効果的な契約事務を遂行するため、「随意契約ガイドライン」や「各種要綱・要領」に基づき契約事務を執行するよう再度各課に周知徹底し、透明性・公正性の確保に取り組まれたい。